

平成27年度川崎市消費生活モニター一委嘱式・研修会報告

- 日時 平成27年4月28日（火） 10時00分～12時
会場 川崎市産業振興会館9階第3研修室
参加者 29名（川崎市2、幸区5、中原区8、高津区2、宮前区5、多摩区3、麻生区4）
- 次第 第1部 委嘱状交付式
- 1 開式
 - 2 委嘱状の交付
 - 3 あいさつ（経済労働局水谷産業政策部長）
 - 4 閉式
- 第2部 研修会
- 1 消費者行政センターの業務について
 - 2 消費生活モニターの業務について
 - 3 講座
テーマ「悪質商法に気をつけようー最近の相談事例からー」
講師：川崎市消費者行政センター相談員
NPO法人かわさきコンシューマーネット
 - 4 閉式

内 容

<第1部 委嘱状交付式>

出席されたモニターの皆さんに経済労働局産業政策部長から委嘱状を手渡しました。

委嘱状交付後、産業政策部長から「今日はお忙しいところお集まり頂きまして有難うございます。消費者行政センターに寄せられる相談件数は年々上昇している傾向にあり、昨年度は1年間で約8,800件のご相談をいただいております。今は商品やサービスの提供が多様化しておりますし、本当に複雑化しているところがありますので、そういった状況の中でトラブルにあうという事はあると思います。消費者庁のデータでは2013年度の悪質商法の全国の被害額が6兆円という数字が公表されております。最初から騙そうというような悪質商法もまだまだ多い状況ですので、悪質商法の撃退ですとか、賢い消費者になるための知恵をこの1年間で知識と共に身に付けていただきながら、できる限り周りの方にも伝えていただいてこの川崎市を暮らしやすい安心して住めるそういった街にして頂くような活動に1年間ご尽力いただければ幸いです。どうもありがとうございました。（一部抜粋）」とのあいさつがありました。



（委嘱状の交付）



(産業政策部長からのあいさつ)

<第2部 研修会>

消費者行政センターが実施している各種業務及び消費生活モニターに関する業務、年間スケジュール等について、センター各担当職員から「消費生活モニターの手引き」を基に説明を行いました。



(センターの業務について説明)

「悪質商法に気をつけよう ―最近の相談事例から―」というテーマで、消費者行政センターで実際に相談を受けている相談員さんにお話しをしていただきました。



(研修会の様子)